

川崎市公立保育所こども誰でも通園制度試行的事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立保育所におけるこども誰でも通園制度の試行的事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園事業を実施することにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

(事業内容)

第3条 事業内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施園

別表第1のとおり

(2) 対象となるこども

市内在住の保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育所、企業主導型保育事業に通園していない0歳6か月から満3歳未満のこども（利用日時点を基準とする。）を対象とする。

(3) 実施日・実施時間

事業の実施日及び実施時間は、原則、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）（以下「祝休日」という。）を除いた月曜日から金曜日までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとし、需要や受入体制等を鑑み、こども未来局長が決定する。

(4) 利用時間

こども一人当たりの利用時間は、月10時間を限度とし、時間単位で受け入れる。

(事業の利用登録)

第4条 事業の利用登録については、川崎市こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業実施要綱（5川こ保1第1710号令和6年3月18日付市長決裁、以下「市要綱」という。）

第25条第1項の規定を準用する。この場合において、同要綱同条同項中「事業実施者」とあるのは、「事業実施園の園長」に読み替えるものとする。

(事業の利用申請)

第5条 利用登録の申告を行った保護者は、事業の利用をしようとするときは、事業の利用を希望する日の属する月の前月の1日から事業の利用を希望する日の前々日（土曜、日曜及び祝休日を除く）までに、事業実施園の園長あて申請を行うものとする。ただし、特に緊急を要するとこども未来局長が判断した場合はこの限りではない。

(利用決定)

第6条 利用申請を受けた実施園の園長は、事業の利用が適当であると認めたとき、利用の

決定を行い、保護者に通知する。

(利用登録の取消)

第7条 利用登録の取消については、市要綱第28条の規定を準用する。

(保護者の費用負担)

第8条 保護者の費用負担については、市要綱第31条第1項の規定を準用する。この場合において、同要綱同条同項中「事業者の定めた1時間当たりの利用料金(300円程度)に加えて、飲食物費等の実費相当額」とあるのは、「1時間当たり300円」と、「1時間当たり300円を上限に」とあるのは「別表第2のとおり」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する保護者が負担する金額については、利用終了時に保護者から徴収することとする。

3 第3条第4号において定められているこども一人当たりの月当たりの上限時間を超えたときの取扱いは、市要綱第31条第3項の規定を準用する。この場合において、同要綱同条同項中「第5条第4号ア」とあるのは、「第3条第4号」と、「1,150円程度」とあるのは、「1,150円」と読み替えるものとする。

(キャンセルの取扱い)

第9条 キャンセルに伴う利用料等の取扱いについては、別表第3に定めるとおりとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、こども未来局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年7月18日から施行し、令和6年6月24日から適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

名称	位置
川崎市藤崎保育園	川崎市川崎区藤崎 1 丁目 7 番 1 号
川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町 120 番地
川崎市中丸子保育園	川崎市中原区中丸子 1,155 番地
川崎市宮前区保育・子育て総合支援センター	川崎市宮前区土橋 2 丁目 14 番地 1
川崎市生田保育園	川崎市多摩区西生田 3 丁目 15 番 10 号

別表第 2（第 8 条関係）

	1 時間当たりの減免額
被保護世帯のこども	3 0 0 円
市民税非課税世帯のこども	2 4 0 円
年収 3 6 0 万円未満世帯のこども	2 1 0 円
その他、要支援児童等	1 5 0 円

別表第 3（第 9 条関係）

	キャンセル日が 前日以前の場合	キャンセル日が当日以降の場合 (無断キャンセルを含む)
利用料の有無	発生しない	予約時間に係る全額が発生
利用時間の増減	増減なし	予約時間分を減算

※ 1 キャンセル日とは、利用者がキャンセルの意思を利用施設に通知し、当該利用施設が通知の受領の意思を表示した日のことをいい、その日をもって利用申請及び利用決定が取り消されたものとする。

※ 2 利用者のキャンセルの理由は問わないこととするが、事業実施者に起因する理由によって利用ができなかった場合には、利用料の請求や利用時間の減算等は行わないこととする。